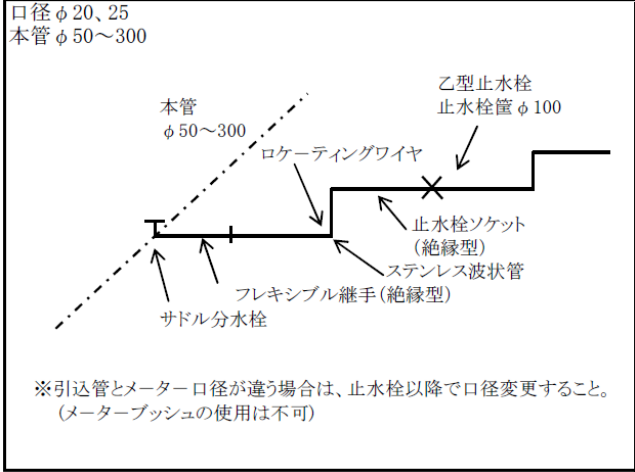
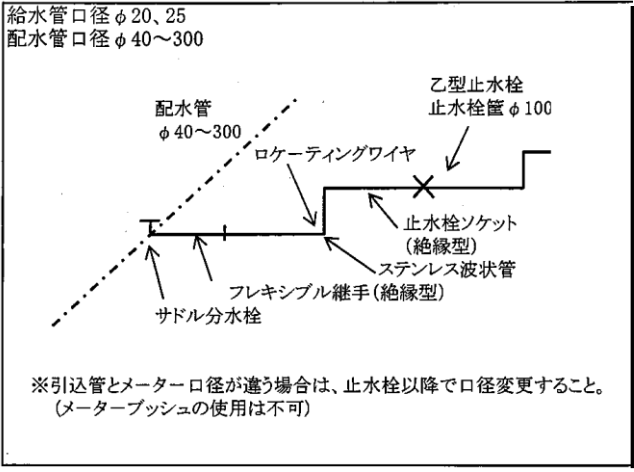
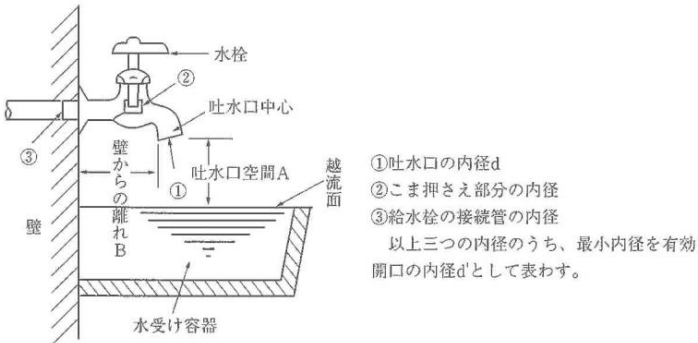
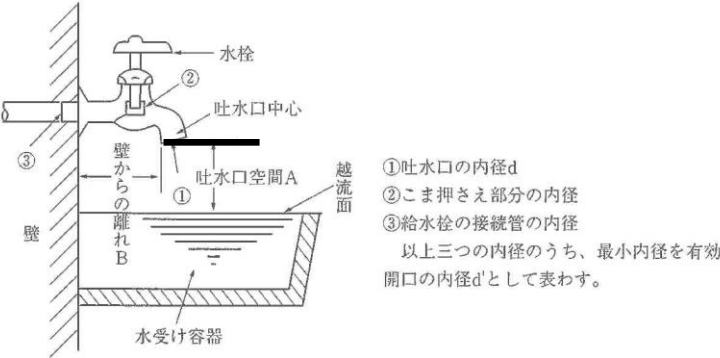
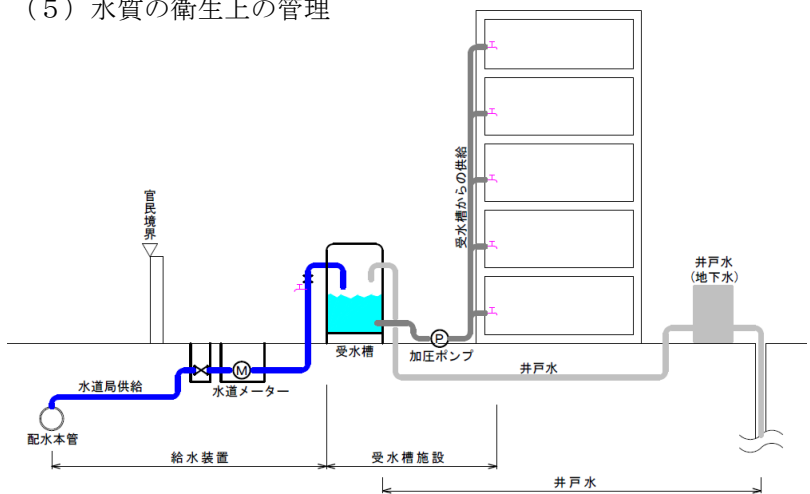


給水装置工事設計施工指針 新旧対照表

番号	現行	改訂 (案)
(1)	<p>P.81</p> <p>分岐方法は以下の図表とする。</p>  <p>※引込管とメーター口径が違う場合は、止水栓以降で口径変更すること。 (メータープッシュの使用は不可)</p>	<p>P.77</p> <p>分岐方法は以下の図表とする。</p>  <p>※引込管とメーター口径が違う場合は、止水栓以降で口径変更すること。 (メータープッシュの使用は不可)</p>
(2)	<p>新規</p>	<p>P.104</p> <p>機能水器具 (浄水器・活水器など)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機能水器具の上流側に止水栓を設置するなど機能水器具の維持管理を容易に行うための措置が講じられていること。 (2) 機能水器具の上流側に給水栓を設置するなど機能水器具の上流側及び下流側の水質検査の実施及び機能水器具の故障時における給水を確保するための措置が講じられていること。

		<p>(3) 機能水器具は水道メーターの下流側に設置し、水道メーターの検針及び交換に支障をきたさない位置に設置すること。</p> <p>なお、機能水器具を給水装置に直結させて設置する場合は承認図を提出するとともに、その器具の維持管理を申込者が行うこと及び水の物性の変化に対して管理者に異議を申し立てないことを申込書に記入すること。</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

番号	現行	改訂（案）																								
(3)	<p>P. 124</p> <p>規定の吐水口空間</p> <p>呼び径が 25mm 以下のものについては、次表による。</p> <table border="1" data-bbox="295 424 1151 643"> <thead> <tr> <th>呼び径の区分</th> <th>近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B</th> <th>越流面から吐水口の中心までの垂直距離 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm 以下</td> <td>25mm 以上</td> <td>25mm 以上</td> </tr> <tr> <td>13mm を超え 20mm 以下</td> <td>40mm 以上</td> <td>40mm 以上</td> </tr> <tr> <td>20mm を超え 25mm 以下</td> <td>50mm 以上</td> <td>50mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離 50mm 未満であってはならない。</p> <p>(注 2) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は 200mm 未満であってはならない。</p> <p>(注 3) 上記 1) および 2) は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。</p>  <p>(注：B の設定は呼び径が 25mm を超える場合の設定)</p>	呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の中心までの垂直距離 A	13mm 以下	25mm 以上	25mm 以上	13mm を超え 20mm 以下	40mm 以上	40mm 以上	20mm を超え 25mm 以下	50mm 以上	50mm 以上	<p>P. 118</p> <p>規定の吐水口空間</p> <p>呼び径が 25mm 以下のものについては、次表による。</p> <table border="1" data-bbox="1182 424 2033 643"> <thead> <tr> <th>呼び径の区分</th> <th>近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B</th> <th>越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm 以下</td> <td>25mm 以上</td> <td>25mm 以上</td> </tr> <tr> <td>13mm を超え 20mm 以下</td> <td>40mm 以上</td> <td>40mm 以上</td> </tr> <tr> <td>20mm を超え 25mm 以下</td> <td>50mm 以上</td> <td>50mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離 50mm 未満であってはならない。</p> <p>(注 2) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は 200mm 未満であってはならない。</p> <p>(注 3) 上記 1) および 2) は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。</p>  <p>(注：B の設定は呼び径が 25mm を超える場合の設定)</p>	呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A	13mm 以下	25mm 以上	25mm 以上	13mm を超え 20mm 以下	40mm 以上	40mm 以上	20mm を超え 25mm 以下	50mm 以上	50mm 以上
呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の中心までの垂直距離 A																								
13mm 以下	25mm 以上	25mm 以上																								
13mm を超え 20mm 以下	40mm 以上	40mm 以上																								
20mm を超え 25mm 以下	50mm 以上	50mm 以上																								
呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A																								
13mm 以下	25mm 以上	25mm 以上																								
13mm を超え 20mm 以下	40mm 以上	40mm 以上																								
20mm を超え 25mm 以下	50mm 以上	50mm 以上																								

番号	現行	改訂 (案)
(4)	新規	<p>P.181</p> <p>水道水と地下水等との混合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給水設備は、水道水のための専用系統の設備を設けることが原則である。 2. 適正な維持管理が行われることで衛生上の問題がなく、以下の条件を満たす場合に限り、貯水槽内において、水道水と地下水等を混合することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 逆流防止措置 (2) 滞留防止措置 (3) クロスコネクション対策 (4) 使用者への周知 (5) 水質の衛生上の管理  <p style="text-align: center;">他水併用施設イメージ図</p>